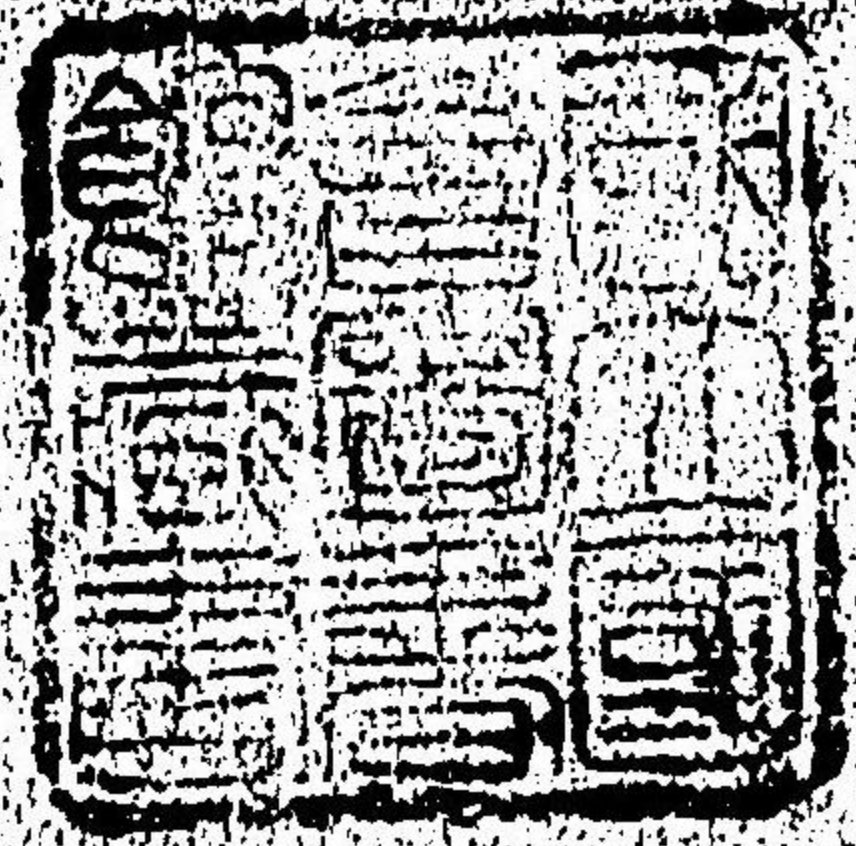


開知新編

三

293.

H296k



338198

開知新編卷之三

東京

橋爪貫一 纂輯

佛國馬車の事

佛國は於て、馬車渡世ハ株式ヲシテ、都佛國の巴里斯都府の中ニ二箇所ありて、二人乗或ハ四人乗の馬車ハ
 乘畧二千三四百輛、又乗合馬車ハ四百八九十輛
 あり、共ニ幾人乗ハ何程とツムことと、政府へ訴
 へ、免許を受く、又此税銀ハ合テ一箇年七千フ
 ランクと納むとツム、勿論當時ハ全ク一株ニ成

開知新編 卷之三

り、他の者の同渡世と禁し、諸事一手を取扱ふ
ゆへに規則も立ち至て便利宜し、一体右馬車ハ
物觀遊山等と出るとは用ゆる為、よもゆへに銘
々所用ゆへに便利の為と乗ることゆへに通行
の道筋も極ゆへに随意と他の小路等へ乗入る
こととあり難し、尤もこれハ小路其他陝隘の地
へ乗入るとはハ、自然過失もゆへにことゆへに之
を禁むることゆへに、

故ハ巴里斯中馬車通行の道路ハ、二十箇所と限
り、何町より仕出馬車と何時と出て何町と限り、

同町よりハ又別車と仕出ることゆへに、故と何町
と何時と仕出し、何町通ると通行とあり、
ことと辨へ知るとはハ諸般の用便も至て都合
よきことゆへに、又在方とて鐵路と曳く大形の車
と、一種別ある由あり、

別製四人乗の馬車ゆへに、之は必也馬も二匹と
用ひ、其價ハ一時と付二フランク二十五サンチ
メートルと我銀三分あり、此馬車のと七百四五十
輛ありとあり、
同並の馬車ハ、一時と付一フランク七十サンチ

一ム我金三分五厘あり、
 巴里私中ハ何地へ乗るとも、四人乗ハ一人二付
 ニフランクと我銀一分二人乗ハ一人二付一フラ
 ンク七十サンチム我金三分五厘あり、尤も所
 用ゆりてこれを停止せむとせハ、一度毎一人
 二つきて一フランク半我金三分五厘との増價と出
 せ、又車を停むるの時限長きとせハ、一時毎二定
 式の増價の上、又一フランク七十サンチム
 我金三分五厘の増價と出せことあり、尤も最初
 乗り多るやうくとせ、巴里私中と終日乗り廻ると

も一人二付ニフランクの價のありとせ、
 故に馬車と雇ひて他行せむものハ、最初二時刻
 と極く價と談せむよしあり、此時は方てハ定則
 なく、示談に随つて價の高下も又ゆることあり
 べし。

和蘭國馬車の事

自分所持の馬車に於てハ、税銀と收ることなし
 尤も他へ貸せことハ制禁ありとせ、
 和蘭國馬車に於てハ、商社等より取立ることあり
 なく、又定り多る株ありとせ、このこともなく、素人

て随意に馬車を用ひ、故に當時海軍に於て、
馬車渡世とある者八九軒あり、尤も車税と
ことを定め、馬税とを定則ありとす。

馬車渡世のものを、馬一匹、一年ハギルデ
ン銀金一兩五分の税銀と納む、二匹は付てハ
十六ギルデン、我銀金四兩三と定め、都て此割合を
以てある由あり

士農工商の差別あり、乗用の為、或ハ馬車を用ひ
ても、馬一匹と所持するものを、一年は付て二
十五ギルデン、我銀金七分三匹あるハ八十ギルデン

我銀金二兩四分ハ百廿五ギルデン、我銀金三兩五分ハ
百六十ギルデン、我銀金四兩六分ハ二百ギ
ルデン、我銀金六兩の馬税と納む、此以上は於てハ馬
一匹毎に、四十ギルデン、我銀金十兩の増税を納むと
す。

ミニストル等の高官の者、或も前條同様の馬
税と出たことあるも、馬上を勤務とある役
柄のもの、即ち騎馬隊の士官、歩兵隊の士官及び
醫師等ハ、馬税と前條の定則より減少し、一匹ハ
付十五ギルデン、我銀金四分二匹ハ三十ギルデン、我

九兩の馬税と納む、又馬數多ければ此割合を以て税銀を増せとす、
 炭賣の馬ハ、一匹は付、一今年は三ギルダー我金三分
 五朱銀銀一分一の馬税を收む、
 川船牽馬テレルキハ、一匹は付、一今年は二ギルダー我銀六分の馬税たすよしあり、
 馬車の賃錢は於てハ、一定の通價もあらず、乗る者と相對ありとす、
 且とも、聚畧四人乗る者一時一ギルダー我銀三分終日終日は五ギルダー我銀二分あり、又乗合車と雇ひ切るとはハ、終日終日は二

十ギルダー位あり、之をハ、多數遊山等に出るとは雇ふよしあり、常は道路は於て乗合ふことハありぬ由あり、

海ハ、克北近近在在四外市市街街と方凡凡一一里里以外以外に至至てハ、馬車通行の爲、兼て道路を設く、これハ政府の入費を以て築造するがゆへ、一里毎に運上取立役がパーを出し、四人前より十二セント我銀三分半、我銀一分六厘、乗合車にて二十セント我銀三分の税銀を取り、右道路修復の入費を充ることあり、

英國馬車の事

英國倫敦^{ロンドン}に於て、馬車渡世とあるものハ、別々株式^{株式}仲間等の規則も、略く随意ある由なり、

馬一匹車一輛所持する者ハ、一今年七ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬二匹車一輛所持する者ハ、十二ポント十シ

ルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬三匹車一輛所持する者ハ、十三ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬四匹車一輛所持する者ハ、十四ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬五匹車一輛所持する者ハ、十五ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬六匹車一輛所持する者ハ、十六ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬七匹車一輛所持する者ハ、十七ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬八匹車一輛所持する者ハ、十八ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬九匹車一輛所持する者ハ、十九ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬十匹車一輛所持する者ハ、二十ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬十一匹車一輛所持する者ハ、二十一ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬十二匹車一輛所持する者ハ、二十二ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬十三匹車一輛所持する者ハ、二十三ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬十四匹車一輛所持する者ハ、二十四ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬十五匹車一輛所持する者ハ、二十五ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬十六匹車一輛所持する者ハ、二十六ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬十七匹車一輛所持する者ハ、二十七ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

又馬十八匹車一輛所持する者ハ、二十八ポント十

シルリング^{シリング}ニ^我兩^金ニ^分の税と政府へ納むるなり

より少き方にて、馬二匹以上所持のものゝ一ポ
 ンド十五シルリング我一金五分の税を納む、
 一箇年兩度宛、馬車所持のもの一統へ、政府より
 役入と差越し、馬車の負數を相改を、其車へ盡く
 番號を記し、若し損傷しある車、何處に改めの者
 番號を記さば、修復成功の上より番號を記し違
 り由あり、
 二人乗るをも、四人乗るをも、一時の間、四里行
 くを程度とふし、其餘ハ差急おしても馬を駛るこ
 とハあつたる規則とん、

馬車の賃銀ハ終日借を切りて、一車一ポンド
 三鎊位あり、二人乗の車にてハ、一人は付一里六
 ペンス我銀五分の割合あり、尤右二人乗の車へ
 三人乗るとなる内一人を幾里の行程に乗ると
 も、六ペンスの外ハ受取らざるよし、又時限を
 價と定るとなる、二人乗の車ハ、一時は付二シル
 リング我銀十一時の上へ、二分五厘時を増せば、
 其増を毎六ペンス我銀四分充と出せ、又二人乗
 の車へ一人乗るとも、二人分の價と出せことな
 り、此定價ハ十五六年前より極多り由りて、其

已前ハ御者と相對と以て價を取極多るゆへ更
 一一定せざりしと云ふ
 御者として馬車と所持せざるものハ馬車主より
 これと借り受て渡せとせざるもの有り、これハ車
 一輛に付、十シルリング兩金一と出し、其他ハ已
 きの稼次第ありとぞ、
 他國へ發行ふどざるもの、馬車として蒸氣車仕出
 し、所々を行くものハ、祝儀として定價の一倍と
 出さることあり、
 多人數の乗合車あり、これハ遠近の差別より、

一人に付二ヘンス、或は五ヘンス、或は六ヘンス、或は五銀、或は四
 位ありと云ふ、
 馬車に乗るもの其價を拂へハ、何号の車と記し
 て書付と出し、定價の外別段餘分の費用ありら
 ば、又萬一粉失物等ありても、我番号の車引合は
 るることゆへ、番号を記したるの書付と出さるの
 規則なりと云ふ、
 一千八百六十一年、馬税の總計ハ、三十三万。百
 九十一ポント十六シルリング、六ヘンス、或は九
 十五百七ありと云ふ、
 十六百七ありと云ふ

英國傳信機の事

英吉利の都府倫敦の千里信、テリガ商社と設け
 政府の免許と得て創造せし所よりして、當時の總
 体よりて國々所々へ達する線數五十線に及ぶ、
 最初これと修理するに及ぶ、社中人員の多少と
 論せんとすども、落成の上ハ概り社中へ加
 入する能うば、尤も元々會社より譲り受けたるこ
 とを隨意として、所得と其出銀の多少は随ふこ
 となり、
 通信線テリガと新規に補理する入費ハ、その場

所より依て一定きばとすども、緊畧線長十里
 二其他地盤等よりて、五百ポイント或は所位
 するよし尤も海産と通する線よりあり、其入費一
 里より付七百ポイント或は二程あり、
 雷報テリガと以て陸路と通達するより、字數の
 多少、場所の遠近、貧富、晝夜の差別あり、二十語より
 付、價六ヘンス或は銀四充の割合と以て、是ハ便
 令政府の用向ありとも、同様の價と乞ふ、又海産
 と通するより、一里一語より付一ヘンス或は銀五厘の
 價を以て、

倫敦より巴黎斯船同のすで、法通線テレガを以て報する價ハ、二十五語に付二ポント四シルリ
ング分銀六分あり

倫敦ハ、北緯五十一度二十八分二十八秒、西經百三十五度四十一分。秒あり、
巴黎斯ハ、北緯四十八度五十分十三秒、西經百三十三度二十。分五十一秒あり、其直徑は於るや

皇國里数にて十五里二十二町半あり
傳信機の税を、商社收納高の二分の一ありしに、
近來一ポント二銀あり付九ペンヌ、
戦銀六分五厘即三

分の一とあり、尤も收納の高ハ、毎月政府へ訴へ、一箇年兩度と割合て之を納む、又時々役人検査の爲、其場所に来ることあり、若し偽計と構へ、後ハ露頭とあり、於ては、社中一同開所するべし規則あり

今と去ること十八箇年前、英人ラテマコックとソム者、ブ子ユマチーク、アフレテスと、
蒸氣機関と以て、紙札と遠所を往復するの器械と發明し、
るより、これハ蒸氣を以て空氣と防ぎ、
紙札と鉛管中を通るは法あり

右の書札と入り、器を圓徑八九分、長四寸程の筒に入れて、これへ布疋を巻き其内へ書札を嵌め入る。右の鉛管中へ入るまで、遠所へ達するまで、この器械所ハ倫敦中一箇所よりして、一里の路程と来往する時限ハ一分時十五秒あり、然りとて、行程速きに至るは、次第は遅延し、其速度馬車より及らぬとて、且つ此鉛管を製造する入費ハ一里より二百ポント、磁金六位ありとて、雷報所として手業とある婦人多くあり、これハ朝八字より又八字まで、日々雇ひ上を、其手當ハ一

週一七、十ハンスより二十ハンス、磁金二枚、位ありとて、

佛國千里信の事

佛郎私國の傳信機ハ、委々政府の取建として、これを総轄し、これハ筒標なる役と左の如し、

- 内國事務ミニストル 一人
- デレクトル 一人
- 此給分、一箇年より付二万フランク、磁金二十六兩六銀十分
- ワイスレレクトル 四人

此俸金、一今年に付一万二千フランク、歳金所
此他、これに簡係する役、及び働方の者までの
総計一万六千人餘り、諸費も莫大ありと云
ども、年分の收納も従て多く、政府の利益少
むと云ふ、
パリス内國事務にニストル役宅に雷報を取立
其他二十五箇所、及ぶ、これに十年前の事
まは當今愈數箇所、經始せしありん、
千里信を以て通信する價ハ、二十五語に付一フ
ランク、或銀宛りて、佛國領内ハ何人も達しても

同價あり、
英國倫敦を始め、其餘近國も、國內より他國
へ達するに及ぶ、二十語に付一フランク、十語
に付五分、或銀あり、最初の項ハ、二十語に付五フラン
ク、或銀ありしが、追々開くると、従ひ政府の助
成多分の所をしよう、近來ハ一フランクの定價
と安しきなり、
帝宮にも千里信ありて、これに内國事務にニス
トル役宅へ相達し、國帝も自ら國事用辨と云ふ
と云ふ、

和蘭國雷報の事

和蘭國は於ても、英吉利國と同じく傳信機は政
府にて取建て、これを総轄し方今八十箇所及
ぶ。

右をワグも、政府の総轄たりとワグも、其場
所へ役々の詰合を、平人と右の任に命し、一箇所
は六負宛と置く、其一等あり、其の給料ハ、一介
年千二百ギユルデン、六十三所一等の者ハ、千ギユルデ
ン、我金三又三等の者ハ、八百ギユルデン、我金二百
其以下三人ハ、一日一付一ギユルデン、我金一分宛

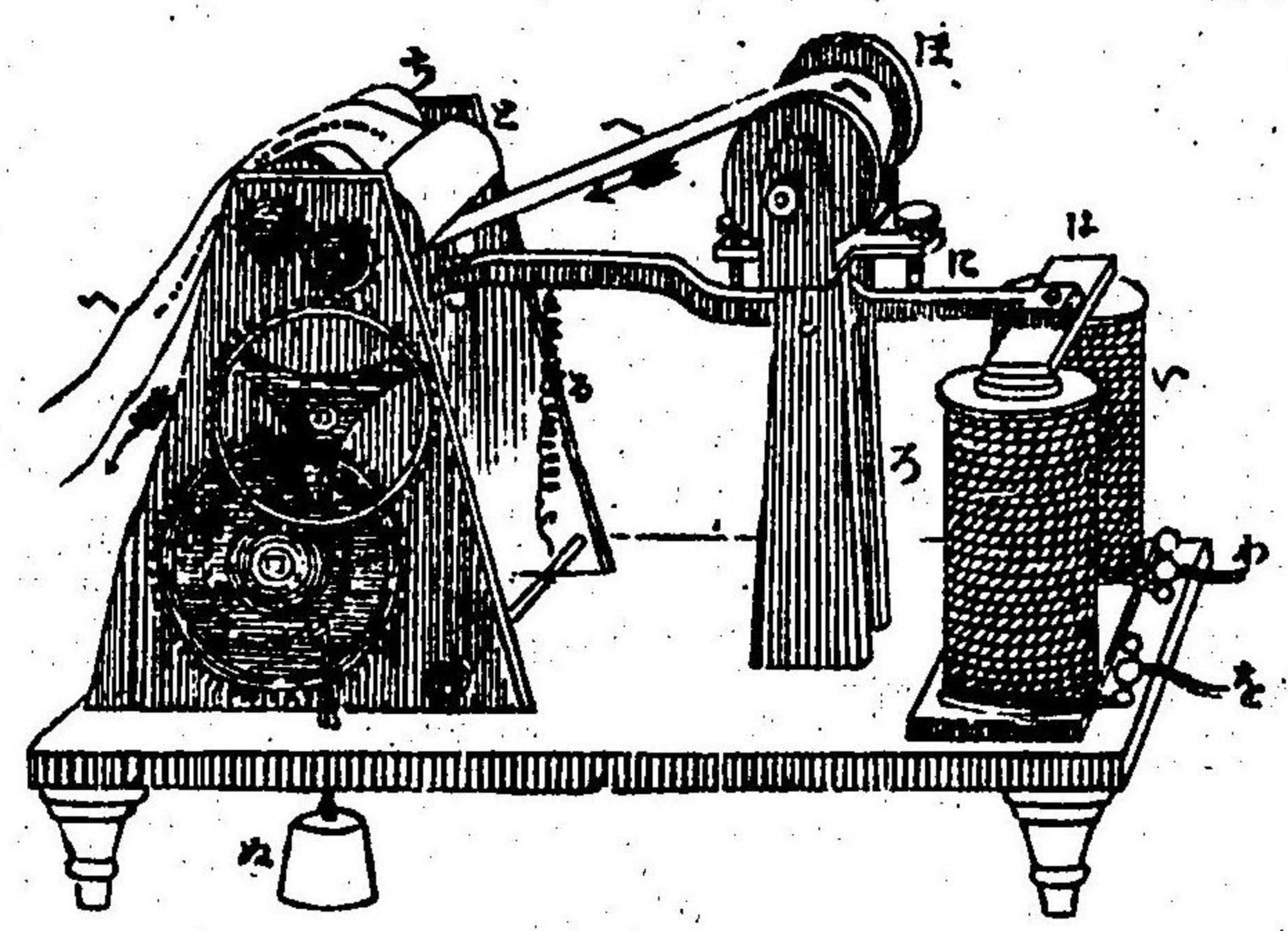
海克の和蘭國よりハ、千里信一箇所、蒸氣車附属の傳

信機一箇所のとなり、海克あり、其の國中人民
の用辨を報し、蒸氣車附属のものも蒸氣車の来
往ハ、ワグもきり、其の用辨も用ゆ、これを
商社にて取建多る所あり、別は税銀も納りざ
るこゝろなり。

政府は於て取建多る傳信機とワグも、海克よ
り亞摩斯徳尔達模までハ勿論、和蘭國中へ報さ
る價ハ、二十語に付て、五十セントに減額と取立ら

わをるぬりちとへほにはろい

雷線 彈鍊 砵筆 圓筒 紙筒 鉄柄 鉄版 雷磁



美國莫爾斯千里信之圖

又二十語以上の十語毎二十セント
増し二十語以下とゞも別々價を減
とせし他國へ報る價ハ夫と差別
より英國倫敦までハ三ギルデン
金三分の價
示すとゞ

千里信の發明ハ一時一人ニ出スルヲ以テ其始
 ヲ美國富氏アルモノ初テ防雷線と創始して之
 ヲ各國の學士雷學と研究して遂ニ精巧と得ル
 也
 此創造時ハ甚多精々々々トシテ漸次ニ進
 歩シ今日の巧ニ至ル故ニ其器械の形狀及ヒ其
 仕法ニ於テ十數種アリト雖モ今其故由ト童蒙
 ニ知らしむル為小一器械ト摸寫以圖中ニ映
 雷線の連続する限りハ千萬里の隔をも一瞬
 時間ニ音信と報し得る至妙の機關あり

當今東京鉄炮洲運上所右側の傳信局より横濱
 裁判所の東角ある傳信局まで此線と引て万民
 の為ニ音信と自在せしむ其價ニ於てハ假名一
 字ニ付銀一分宛と定む

傳信局より離るる所ハ徒歩と以て達す其賃銀

横濱關内 遠近銀一分 同關外 同銀一分

神奈川縣 同銀二分 藤沢宿 同銀三分

東京居由地關内 同銀五分 同關外 同銀三分

鎌倉河岸 芝金杉 馬喰町邊 同銀四分

小石川 本所 麻布 赤坂邊 同銀五分

英國地所賣買の事

附地稅家稅及ひ地代店賃の事

英國は於て地所と賣買するに於ては、雙方示談の上之を互ひに政府へ許諾して印証を受く。若し政府の証印なくして証書を取り替はるとある後日に至るまで萬一爭論を生ずるとも、政府の裁許を願ふこと能はざるの形に於て却て政府を欺くの罪として、過料を出さしむると定則とす。

此雜費の總計ハ一ポンド九三兩五ポンド

十九我金十でを、一ペンス分九我銀七と以てし、六ポンド十九我銀十より十ポンド三九我銀十までを二ペンス分九我銀一と以てし、之より以上は於てハ、五ポンド十九我銀五、每二必一ペンス分九我銀七と増を定則とす。

或ハ、証印の税ハ其金高二千ポンド六九我金六千兩、約書の字数一千百六十字以下は、二シリング半、分銀一と証印の税として取立るとす。

自國の人民ハ、外國の人民たりと

も、地所の賣買、及び貸借とも、自在あり、故に是等の事と取扱ひて生業とあるものも亦少からず。

外國の人民英國の地を購求せんとするに於て、其示談整ふとたよりの外國人の英國のコンシールへ届くを、而して後英國政府へ届く、賣主本人より、又政府へ許へて以て、免許を受ることあり。

と云ふ、
倫敦市街の地の、重く政府の地所、すくは、アイルランド人の持の地、又ハ平人の持地も有りて、此分の年季

龍動中繁昌の地の、大際アイルランドと稱する地主の持地よりして、此地主ハ、概畧二万人に過たり、是等の其祖先、往古戦争の世に當り、勲功あり者よりして、其偉勲と表賞し、爵位及び許多の地を政府より賜りたるもの、子孫あり、右に畢竟英國政府よりあつて、其祖先の勲勞と賞し、永く後孫と撫恤し、餘裕の澤と授けの意ある故に、アイルランドの持地の、概して賣買する能はず、由て長年季に定まらざる、貸借することと希望するところども、之を名をよめて、其の賣渡したる

と畧相同し、

昔時、フリントン 大ナボレ 職争人の名に如
きと於ては、爵位及び許多の地所を併せて賞
賜せりしと云へども、近來ハ此類甚る稀き
して、紀元千八百五十年間より六十年間に至
るまで、亞爾はありしものの僅々一人ふると
云ふ。

と定め、或ハ年季と定めて貸しこつたり、年
季と定めざるも、地代廉あり又年季と定
めたるハ、其地代貴とし、然し百ポンド 三九職 三九職

と付て、二ポント 六九職 金の差違あり、又地所賣買
の價も之より從て高低ありと云へども、三千ポ
ンド 九九職 九百ポント 六九職 六九職 程の差異
あり、

クラオンと唱ふる花園、其他、郊原の地より政府
附屬の地所あり、これハ重く、牛羊の牧場貸し度
して、地代と取立ること多きと、賣買ハふきとる
の規則あり、然りと云へども、餘義ふき差し支へ
等出來たるも、これハ、ホースオフコンモンの評
議と受て、賣却することあり、又此他國王の私財

と以て、買入多る地所、行久之邊、平人の持地の如く、貸し付て地代を取立ること、勿論賣買も又自在あり、
 地所貸借の法、互ひに長短と約せしむるも、先ハ年季と際畧百今年と定め、此期限と過ると、借主の家作ハ地主ニ属ス、又期限中借地人と追退せしむることと禁じ、又借地人も我意と以て他へ轉移することと禁じ、然し時として、地主より立退せんとすること、所違ハ、ホースオフコンモンの評議を得て、其家作ハ適宜の價と以

て地主へ買取ることあり、
 往昔ハ窓竈の數ニ由て、家税と定えり、とゞども、強て窓竈を減して、減税と計り、惡弊起り、又由て、近來之邊を廢止し、家作ハ普請入費の高日本ニても、往昔ハ夫役を命じり、又方て、物の譯も定られ、石高免狀等も、年貢も取り、次第に取、住宅も、職と定せり、且、万事不取締ること、ゆへ、棟役とつゝ、ことと始まる、一棟は、付何人と夫役を命じること、定めたり、然るは百姓共之邊と迷惑と思ひ、家と長屋の如く

各國より在留のミニュストルハ其本國士官同様の地稅及び家稅と納む。外國公使コンシユルの借家ハ地稅家稅及び貧院の入用ハ納るといふも、其他の入費ハ出處と成し、

府内ハ家稅ふき所あり、之並ハ往昔佛蘭西國と戰爭ありしと云々、豪商より軍用金として、許多の金と貢獻せしに依て、其賞として永代家稅の免許と蒙りし所ありと云ふ。間口二十封度凡我位三奥行五十封度凡我位四階

家として年毎の雜費ハ概畧左の如し、

家賃 八十ポンド 凡我位 百四十金 凡我位 二

右ハ店子より納きて、家主の所得と云ふ

所形

貧院入用 五六ポンド位 凡我位 十金 凡我位 十五兩 凡我位 十五兩 凡我位 十五兩 凡我位 十五兩

家稅 十五六ポンド位 凡我位 十金 凡我位 四十金 凡我位 八十兩 凡我位 十五兩 凡我位 十五兩

右ハ店子より政府へ納む、

地代 三十ポンド 凡我位 十金 凡我位 十兩

右ハ家主より地主へ納む、

地稅 十五ポンド 凡我位 十金 凡我位 四

右の地主より政府へ納む、

間口二十封度凡我三奥行六十封度凡我十棟の
高さ六十封度、四階家として部屋数、十個ふる家作
の地代店賃其他の費用の樂畧左の如し、

地代并家賃 百八十ポンド 凡我四我十金五

右の借主より地主并に家主へ收りたる、

貧院入用 十ポンド位 凡我三我兩

右の借主より政府へ納む、

家税二十ポンド 凡我六我兩

右同断、

地稅 四十ポンド 凡我二十我兩百

右の地主より政府へ納む、

此外カスランフ入用、巡邏役人の入用等ハ、其地
位に應じて夫々借主より出せことあり、
是等の倫頓中ニ於て、地位上等ある所の振合形
り、

外國人よて英國の地を購求し多きもの、即ち外
國人よて英國の地主多きものも、其地稅ハ自分
の名目よて、直ちニ英國の政府へ收む、
府内及ハ在方ガイカクよても、出稅のりといへども、府内

三千ポンド九千我金あるとせむを、年毎に其高百ポ
 ンド三九百我金に付、一ポンド半九百我金より、二ポ
 ンドを出し置くことあり、然るとせむは、萬一
 出火或は盗賊等の災厄に罹るとも、家作及び諸
 具に至るまで、洩さず償ふるに金を會社より出
 せことあり、又當主存生中相談の上、年々若下ホ
 ンド宛を會社へ出し置くことあり、當主死去の後
 も、其家族に此社中より盡く養育せむることあり
 とり、

英國陸軍士官弁の兵卒取立方の事

英國に於て陸軍士官の取立方は、格別の學術も
 なく、又武術をも深く修行せざるものにて、其
 試に應じ、二百ポンド六九百我金を政府へ出して、其
 免許を得せむは、直に士官に取立りの惡弊起まり、
 然し之を以て英國の如くして他國より決して無
 きことあり、依て英國の士官は他國と違ひ、戰場
 に向へ、其勇氣は他國に勝るれども、往々敗
 走することあり、之を以て兵卒を指揮する士官、不
 學にして武事の疎きものあり、徒らに驍悍を
 好む、無智無謀にして、勝を競ひ死を惜まざるの

陸軍と十二分つとるの、海軍八九分、陸軍ハ僅ク
 一二分ありと云ふ、
 兵亂の際ニ方テ、若シ兵率の定額減少せざると
 一ハ、一般ニ士農商へ布告シ、子弟の内より之を
 と出さざることを祈り、尤も富家の子弟より之を
 と迷惑と思ふるもの、二千ポンド地稅の金と
 政府へ償ひ、免除と得、又ハ右の金子と以て、貧
 民と買ひて、兵率ニ差し出さるもの有り、右様の
 所置とふしても、其兵率定員ニ充まらば、政府ニ於
 てハ更ニ構へざることを、是る由あり、

但シ二千ポンド地稅の償金と政府へ出さ
 せんと、此金と以て、政府ニて貧民と買ひ、兵率
 の數と充つこと、
 戦争久しく續きて、愈兵率引足らざるに、二
 等の士官令と懐中して、市中と徘徊し、下賤の貧
 民より壯健なる者を見せんと、銀錢一レルリ
 ング銀と取らせ、若シ之を受まらば、直ニ兵率
 とふに、之を一時權宜の募法として、一定の通則
 といはざらん、

當時六千八百英國陸軍の兵率、十万人の内、六万

一二分ありと云ふ、
 兵亂の際に於て、若し兵卒の定額減少せしむると
 一、一般に士農商へ布告し、子弟の内より之を
 と出さざることを祈り、尤も富家の子弟をして之を
 と迷惑と思ふるものも、二千ポンドに戦險の金と
 政府へ償ひする免除を得、又右の金子を以て貧
 民と買ひて、兵卒の差し出さざるものも、右様の
 所置とふしても、其兵卒定員を充せし、政府は於
 ては更に構へざることをせざる由なり、

但し二千ポンドに戦險の償金と政府へ出さ
 せんと此金と以て政府にて貧民と買ひ、兵卒
 の數を充つことと云ふ、

戦争久しく續きて、愈兵卒引足らざるを、二
 等の士官令を懐中して市中を徘徊し、下賤の貧
 民をして壯健なる者を見せしむるを、銀錢一レルリ
 ング加銀と取らせ、若し之を受せし、直に兵卒
 とふん之を一時權宜の募法として、一定の通則
 といはざらんを、

當時一千八百英國陸軍の兵卒、十万人の内、六万

人の精兵と撰之、之を國王の親兵と備へ置た。
 此他の者の、印度の所領と始え、所轄の各地各高
 一今借出とす。
 一週日とす。七日一度元訓練と武と、又一今年と
 兩度訓練の大試とぬし、右を平生の精不精隊
 伍の熟不熟と検査し、夫々褒賜ハ勿論、給分と増
 加し、又ハ其當人の勤方と從て、兵卒より士官と
 取立ち、こととす。
 兵卒の給料ハ、概畧一今年と二十四ポンド金也
 十二位あり、尤も勤柄の次第よりて、之より

多くの給料と受るものも、往々あることあり、
 兵卒を一切妻妾と持多ざる規則ありとす。
 且、銘々の存意より、差置ても又咎めぬし、併し
 戦争等より出振あるも、前條の規則不
 違、別段妻子養育等の手當ハ、決して不きこと
 ありとす。
 居所ハ政府より屋敷と構へ、其兵卒を一纏
 し、是より各所の番所へ交代と不さしむること
 あり、尤も自用より、市中へ出るとは、ハ、時限
 と定めて出入と不さしむ、又倫敦府中、留在家

了兵率ハ一切府外ハ差出さざることの規則
と云

開知新編卷之三終